相談事例

ID: 06-01-001

相談タイトル

収入減になった場合の利用する住宅ローンの扱いについて(新型コロナ関連)

Q:ご相談内容

新聞記事に載っていたと思うが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、仕事を休むなどした場合に、収入が減少し月額22万円以下になれば、現在抱えている住宅ローンの返済について、助成(補助)制度があると聞いたが、群馬県では実施していないのか、またどのような制度となっているのか聞きたい。

A:回答

個人の方が、住宅ローンの返済について、新型コロナウイルスに関係し困難な状況になっているのでしたら、取扱金融機関や住宅金融支援機構など、それぞれの機関に相談窓口が設置されているようですので、お問い合わせ下さい。

返済の一時猶予や短期貸し付けのご案内となります。

(※現在〔R2.4.13〕、群馬県や前橋市などでは、住宅ローンの返済金にかかる、助成制度については、国からの通知を含め承知していないとのことです。)